

新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会申し合わせ事項 (案)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、常任・特別委員会開催時の感染拡大を防止する観点から、以下のとおり委員会の運営方針について申し合わせる。

1 会議場所

感染拡大防止のため、第3・第4委員会室及び第5・第6委員会室のそれぞれ二委員会室を一括使用するとともに、必要に応じて本会議場を使用して開催する。ただし、委員のみなどの少人数で開催する場合には、各委員会室での開催も可とする。

なお、会議の際には扉を開放し、換気に努めるものとする。

2 配席

委員・理事者・傍聴人の配席については、可能な限り十分な間隔をあげ配席する。なお、配席については委員長が決定するものとする。

3 マスク及び手指消毒

会議場ではマスクを着用し、発言時も外さないものとする。また、会議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。

4 会議運営等

(1) 委員会資料の委員への配信については、開催日の2開庁日前とし、事前確認の時間を確保するものとする。

(2) 理事者の説明は、最小限とし、質疑時間を確保する。

なお、臨時出席する理事者については、所管部局の理事者説明前に入室し、質疑終了後に退出するものとする。

(3) 委員の質疑は、委員会資料を事前に確認した上で、要点をまとめ質疑するものとする。また、重複質疑を避けるため、他の委員の質疑応答を十分聞き、自己の持つ疑義の解消に努めたいうえ質疑するものとする。

(4) 委員長は、本申し合わせの趣旨を踏まえ、能率的な議事進行に努めるものとする。

5 委員会の傍聴

委員会傍聴規則等に基づくものとし、マスクの着用及び手指消毒についても協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、委員長の判断により、退室いただくよう依頼するものとする。なお、傍聴人が多い場合など十分な間隔をあげ配席することが困難と委員長が判断した場合は、委員会傍聴規則第4条に基づき傍聴人の数を制限するものとし、その際の定員は、原則として傍聴席数と同数とするものとする。

6 適用期間等

新型コロナウイルス感染拡大防止における本申し合わせの適用期間及び委員会の延期等の判断は、議会運営委員会において決定する。また、延期した場合の資料等の取扱いについても、議会運営委員会で決定するものとする。